

令和元年度第1回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：田園児童館（田園会館含む）及び田園学童クラブ 武蔵野台児童館及び武蔵野台学童クラブ 熊川児童館及び熊川学童クラブ 指定管理者：特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 所管部課：子ども家庭部子ども育成課
監査の範囲	平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）に執行された学童クラブ事業指定管理委託、児童館等施設指定管理委託に関する事業について
実施期間	令和元年9月27日から令和元年12月24日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p><b>【所管課及び指定管理者】</b></p> <p>（1）施設維持管理業務の第三者による実施について</p> <p>基本協定書第13条では、指定管理者は業務の一部を第三者に委託する場合は事前に市に承諾を求めるものと定められており、同第47条では、承諾は書面により行うことと定められている。</p> <p>しかしながら、指定管理者は、事前に市に承諾を求めることなく清掃業務などを第三者に委託していた。また、所管課は、指定管理者が第三者との契約締結後に市へ提出した「外部委託点検表」により実態を把握するとどまり、指定管理者に対し、基本協定書に定められた手続についての指導を行わず、承諾についても書面による発出をしていなかった。</p> <p>所管課及び指定管理者は、基本協定書を遵守し、書面による事前承諾の手続を徹底されたい。</p>	<p><b>【所管課】</b></p> <p>承諾申請の様式例を作成するとともに、今後第三者に委託する場合には、事前に市に承諾を書面により求めるよう改善した。</p> <p>また、市の承諾についても書面による通知を行うよう徹底していく。</p> <p><b>【指定管理者】</b></p> <p>担当課と調整し、第三者に委託する場合の承諾申請の様式を作成した。</p> <p>今後は、作成した様式により、事前に承諾を求めるようにする。</p>

**【所管課及び指定管理者】**

(2) 施設維持管理業務の事業報告書の提出について

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、管理運営業務基準に業務内容及び実施回数等を詳細に定めているが、外部委託点検表を確認したところ、規定の実施回数を満たしていない項目があった。

指定管理者に確認したところ、外部委託以外に指定管理者自らが維持管理業務を実施しており、基準どおりに維持管理をしているという回答であった。

外部委託点検表以外に維持管理業務の事業報告書が提出されていないため、維持管理業務が規定どおり実施されているのか確認できない状況であり、所管課も確認を怠っているのではないかという疑義が生じる。

基本協定書第 24 条では、指定管理者は、維持管理業務についても事業報告書として提出し、承認を得ることとされているため、維持管理業務が規定どおり実施されていることが分かるように事業報告書を提出し、所管課は、管理運営業務基準に定められた業務内容の実施状況について確認されたい。

**【所管課】**

指定管理者自ら実施する維持管理業務について、事業報告書を提出するよう指導した。

外部委託点検表の他に指定管理事業者が実施する項目について、事業報告書を提出することにより、維持管理業務の実施状況について確認するよう改善した。

**【指定管理者】**

今後は、指定管理事業者が実施する項目について、事業報告書を提出することにより、維持管理業務の実施状況を報告することとした。

福生市児童館等管理運営業務基準

6 指定管理者が行う業務の範囲

(2) 施設の維持管理について

ア 施設設備保守業務

(ア) 清掃業務

- a 日常清掃

及び

(カ) 植木剪定業務

- a 田園児童館 除草年 2 回
- b 武蔵野台児童館 除草年 2 回
- c 熊川児童館 除草年 3 回

上記の項目について、実施状況を報告することとした。

**【所管課】**

(3) 事業報告書の適正な文書收受について  
基本協定書第 24 条では、指定管理者が提出すべき事業報告書として、年度報告については翌年度の 4 月末日までに、月例報告については当該月終了後 15 日までに提出することと定めている。

各報告の提出状況を確認したところ、年度報告については、事業の総括であるにもかかわらず、文書收受もされておらず、また、供覧もされていなかった。年度報告は、A 4 用紙 1 枚のみで、3 月分の月例報告が 1 年分の累計の報告になっており、所管課としてはそちらで 1 年の総括を確認していたという。なお、月例報告については、收受印がなく收受日が確認できないものの、供覧はされていた。

福生市指定管理者導入施設のモニタリング指針によれば、所管課は、指定管理者から提出される事業報告書等に基づき、当該施設の設置目的、協定書、事業計画書等を検証の上、適切な管理運営がなされているか、客観的に検証して評価を行い、モニタリングによる P D C A サイクルを適正かつ継続的に運用することとされている。

事業報告書については、適切な管理運営がなされているか検証するための重要な書類であり、所管課は、適正な文書收受とされた。

年度報告、月例報告ともに收受印の押印及び文書收受を徹底し、適切な文書管理を行っている。